

グループホームふじの里運営規程

（事業の目的）

第1条 グループホームふじの里（以下「事業所」という。）の行う介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という。）は、認知症の状態にある要支援2の方に対して、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民の交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。

（運営の方針）

第2条 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- ① 利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることのできるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行います。
- ② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- ③ 利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ④ 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ⑤ 当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ⑥ 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- ⑦ 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（職員の職種・員数及び職務内容）

第3条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりです。

職種	ふじ	やまぶき	職務内容
管理者	1名以上		業務全般を一元的に管理する

計画作成担当者	1名以上	1名以上	ケアプランの作成管理（内1名は介護支援専門員とする。）
介護職員	4名以上	4名以上	入居者の生活支援業務を担当する。

（事業所の名称及び所在地、利用定員）

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りです

- ① 事業所名 グループホームふじの里（指定事業所番号 03915900154）
- ② 所在地 〒023-1762 奥州市江刺藤里字平37番地 2
- ③ 連絡先 TEL 0197-39-2877 FAX 0197-39-2879

2 ユニットの名称及び利用定員は次の通りです。

- ① ユニットの名称 ふじ棟 ...入居定員9名
やまぶき棟...入居定員9名
- ② 利用定員 18名（介護予防認知症対応型共同生活介護を含む）

（認知症対応型共同生活介護の内容）

第5条 認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりです。

- ①食事、排泄、入浴、更衣、口腔衛生等の身の回りの介護支援
- ②買い物、家事など日常生活を行う事による日常生活訓練
- ③日常生活上の入居者自身には行う事が困難であることの支援
- ④入居者への必要に応じた相談援助

（利用料及びその他の費用の額）

第6条 利用の額は介報酬告知上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業所に支払われる額を控除して得た額

とします。

2. 第1項の他、次にあげる費用を徴収します。

- ①家 賃 ： 1 か月当 31,000円
- ②水道光熱費 ： 1 か月当 23,000円（10月～3月まで4,000円加算）
- ③食 材 費 ： 1 か月当 38,500円

3. 第1項、第2項の他日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用に関しては、利用者が実費負担するものとします。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 当ホームが提供するサービスの対象者は、要介護の状態で、医師より認知症の診断を受け、かつ(1)～(3)を満たす方とします。

1. 少人数により共同生活を営むことに支障がないこと
 2. 自傷他害の恐れがないこと
 3. 医療機関において常時特別な治療の必要がないこと
- 2 入居後利用者の状況が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合があります。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

(救急時・事故発生時・災害時の対応)

第8条 救急時・事故発生時・災害時の対応は以下のとおりとします。

(1) 救急時の対応

容体に急変があった場合は、御家族様に速やかに連絡し必要な処置を講じます。但し、生命維持に危険があると判断されるような状態に陥った場合は御家族様の同意を得る前に救急隊の出動を要請する場合があります。その場合においても速やかに御家族様に連絡するものとします。

(2) 事故発生時の対応

入居中に事故が発生した場合は、直ちに御家族様に連絡すると共に関係機関に連絡し必要な措置を講じます。なお、事業者は介護賠償責任保険に加入するものとします。

(3) 災害時の対応

非常災害が生じた場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。事業所は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、年1回以上避難訓練を実施するものとします。

(介護計画の作成)

第9条 入居判定会議を経て、入居を決定した利用者（以下「入居者」という。）のサービスの開始に当たり、当ホームの計画作成担当者が利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下ケアプランという）を作成する。

- 2 ケアプランの作成・変更する際は入居者及びご家族に対し、ケアプランの内容を説明し同意を得た上でサービスを提供する。
- 3 介護サービス計画に基づいて提供されている各種サービスについては、定期的にその実施状況について評価する。

(守秘義務・個人情報保護)

第10条 事業所は、事業者が定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、サービスを提供する上で知り得た利用者等に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

2 事業所は、「個人情報の使用に関する同意書」に記載された必要最小限の範囲内で個人情報を使用することができることとします。

(苦情処理)

第11条 利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとします。

(衛生管理)

第12条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

2 職員は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しえないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

(身体拘束)

第13条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行わない。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るも

のとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、代表者が定めるものとします。

附 則 平成30年2月1日 指定更新
平成30年4月20日 一部改定
令和5年10月1日 一部改定
令和6年4月1日 一部改定

